

# 日立市総合防災情報システム整備等業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

デジタル技術を活用し、災害時において気象に関する情報や被害情報等を迅速かつ効率的に収集・管理し、災害対応に一元的に利用するとともに、一斉に情報を発信できるシステムを整備する。

新たにシステムを導入するに当たり、高い技術力、知識、経験を持つ事業者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

日立市総合防災情報システム整備等業務

### (2) 業務内容

日立市総合防災情報システム整備等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により契約期間を変更する予定とし、想定している契約期間はおおむね150日間である。

## 3 提案上限額

103,592,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

提案上限額を超えた提案は失格とする。

システム稼働後の経費も含めて評価を実施するため、見積書には保守管理費用（年額）も記載すること。

保守管理費用は提案内容の規模を審査に使用するものであり、保守管理業務委託契約の締結を保証するものではない。

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 5 実施スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和6年11月22日(金)
質問書の提出期間	令和6年11月22日(金)から11月29日(金)午後5時まで
質問書の回答期限	令和6年12月4日(水)
参加申込書等の提出期間	令和6年11月22日(金)から12月6日(金)午後5時まで
企画提案書等の書類提出期間(一次審査)	令和6年12月10日(火)から12月18日(水)午後5時まで
一次審査結果通知	令和6年12月27日(金)(予定)
プレゼンテーション(二次審査)	令和7年1月10日(金)(予定)
審査結果の通知及び公表	令和7年1月17日(金)(予定)

## 6 参加資格

本業務に関する十分な知識及び技術を有し、次に掲げる条件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 参加申し込みの時点において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。
- (3) 参加申し込みの時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 過去5年以内に、本市(人口約16万人)と同規模程度の地方公共団体に導入実績があるシステムを納入できること。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 財務状況等から本業務の遂行が困難となるおそれがないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。)ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。)ではないこと。

※ 連携協力企業(参加する者と協力し、当該参加者の責任の下に本業務の一部を行う者)がある場合は、当該連携協力企業においても同様とする。

## 7 実施要領等関係書類の配布

本市ホームページからダウンロードすること。

なお、窓口での配布は行わない。

[https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo\\_business/nyusatsu\\_keiyaku/1002992/1014811.html](https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/1002992/1014811.html)

## 8 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出する。

### (1) 受付期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月6日（金）午後5時まで

### (2) 提出書類

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 参加申込書（様式1）       | 1部 |
| イ 参加資格に関する申立書（様式2） | 1部 |
| ウ 会社概要書（様式3）       | 1部 |
| エ 受注実績調書（様式4）      | 1部 |

### (3) 提出方法

ア 電子メールで提出すること。

件名は「【会社名】日立市総合防災情報システム整備等業務参加申込」とすること。

イ 提出先

「17 書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

ウ 提出書類データをフォルダに格納後、ZIP形式等で圧縮し、電子メールに直接添付するかオンラインストレージを利用して送信すること。

エ 送信後は電話連絡の上、受信確認を行うこと。

### (4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和6年12月9日（月）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

## 9 質問の受付及び回答

本プロポーザルへの参加に当たって、質問がある場合は、以下により書類を提出する。

### (1) 受付期間

令和6年11月22日（金）から令和6年11月29日（金）午後5時まで

### (2) 提出書類

質問書(様式5)

### (3) 提出方法

ア 電子メールで提出すること。

件名は「【会社名】日立市総合防災情報システム整備等業務質問」とすること。

イ 提出先

「17 書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

ウ 提出書類データをフォルダに格納後、ZIP形式等で圧縮し、電子メールに直接添付するかオンラインストレージを利用して送信すること。

エ 送信後は電話連絡の上、受信確認を行うこと。

### (4) 回答方法

令和6年12月4日（水）までに、本市ホームページにて公表する。

### (5) 注意点

ア 回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する問合

- せ及び異議申立ては一切受け付けない。
- イ 質問の内容が本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。
- ウ 本プロポーザルに関する質問以外には回答しない。

## 10 審査書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出する。

### (1) 受付期間

令和6年12月10日（火）から令和6年12月18日（水）午後5時まで

### (2) 提出書類

次の書類については、「審査書類作成要領」（別添1）に基づき作成し提出する。

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 機能要件一覧表兼回答表（別添2）
- ウ 提案価格見積書（様式6）

### (3) 提出方法

- ア 提出書類は、持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は、開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は提出期限内必着とする。
- イ 提出先  
「17 書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

## 11 審査方法等

- (1) 本業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、「日立市総合防災情報システム整備等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等の審査及びプレゼンテーションの説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、評価点合計が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に高い者を次点者として選定する。

## 12 第一次審査（書類審査）

- (1) 参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案上限額の範囲内にある者について、企画提案書、機能要件一覧表兼回答表、見積書による書類審査を行い、評価点の上位3者を第一次審査通過者とする。
- (2) 第一次審査の結果については、参加事業者全てに参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。
- (3) 評価方法については、「審査実施要領」（別添3）を参照すること。

## 13 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査通過者によるプレゼンテーション・デモンストレーション及び質疑応答により第二次審査を行う。※詳細は別途連絡

(1) 日程等

ア 日時

令和7年1月10日（金）予定

イ 場所

日立市役所

ウ 出席者

1 提案者5名以内

エ 実施時間

1 提案者60分以内（プレゼンテーション・デモンストレーション40分以内、質疑応答20分以内）

オ 順番

企画提案書を提出した順番とする。

(2) 評価方法

「審査実施要領」（別添3）を参照すること。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、第二次審査の参加者に対し、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するとともに、本市のホームページで公表する。

なお、審査結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

14 契約の締結

(1) 契約の締結

ア 審査の結果、選定された優先交渉権者と本市は、提案の内容を基にして、業務の履行に必要な条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行うが、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。交渉においては、必要な範囲内で企画提案書等の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映するものとする。

イ この交渉が整ったときには、受託候補者として随意契約の事務に進むものとする。

ウ なお、優先交渉権者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は交渉が整わない場合は、次点者と協議を行うこととする。

(2) 契約金額

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 支払方法

原則として精算払いとするが、契約の締結までに協議を行い決定することとする。

15 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

(2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
- イ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合

- (3) 本プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とする。なお、提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、第一次・第二次審査の評価点の合計が、配点の7割以上の得点となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (6) 提出された審査書類について、日立市情報公開条例（平成7年3月29日条例第1号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。公開に支障がある場合はあらかじめ申し出ること。
- (7) 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。

#### 16 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参又は郵送で提出すること。なお、既に市に提出した書類等は返却しないものとする。

#### 17 書類の提出先及び問合せ先

〒317-8601

日立市助川町1丁目1番1号

日立市総務部防災対策課

電話番号 0294-22-3111（内線728）

ファクシミリ 0294-21-7000

電子メール [bousai@city.hitachi.lg.jp](mailto:bousai@city.hitachi.lg.jp)

以上